



「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ提出③

【賃金制度の見直し】24項目

1. 役割遂行賃金（基準内賃金）について、子ども手当および住宅等手当（住居額）を追加すること。
2. 「職務能力給」との名称ではなく、生活等にかかる要素も含むことから「基本給」とすること。
3. 能力昇給による格差をなくし、同一職制において同一昇給額を基本とすること。
4. ジョブ型運用社員に実施される評価昇給および成績率（増額）は、一般社員・医療社員には導入しないこと。
5. 初任給額の見直しに伴う職務能力給の調整（職務能力給の移行措置）について、勤続年数が1年を超えるごとに減じる額を1,000円とすること。
6. 特定資格取得による職務能力給の加算に「動力車操縦者運転免許」を追加すること。
7. マネジメント手当支給対象者に対して、各職制の役割を認識するための教育・研修を実施すること。
8. 乗務員の特性と特殊性を踏まえて、乗務員手当を継続すること。
9. 業務手当（基本）に、以下の内容に変更および追加すること。
 - (1)鉄道オペレーションの勤務の特性にある「定例的に深夜帯に勤務する社員」を「定例的に深夜帯および準深夜帯に勤務する社員」に変更すること。
 - (2)運転取扱業務に「ワンマン列車を乗務する社員」を追加すること。また、鉄道オペレーション内の内容と併給すること。
 - (3)運転取扱業務に「信号業務を行う社員」を追加すること。また、鉄道オペレーション内の内容と併給すること。
 - (4)鉄道オペレーションに「③主に接客に伴う業務」を追加すること。
 - (5)企画戦略に「総務関係（事務関係）社員」を追加すること。
10. 業務手当（指定）に、以下の内容を追加すること。
 - (1)「乗務員の技術指導を行う社員」を追加すること。また、これまでと同様に発令すること。
 - (2)「乗務員の見習の技術指導を行う社員」を追加すること。また、これまでと同様に発令すること。
 - (3)「職場における教育・指導に指定した社員」を追加すること。
 - (4)現在、技能手当の支給対象となり、「特定資格取得による職務能力給の加算」および「業務手当（指定）」に指定されていない支給対象を追加すること。